5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員が参加資格の要件を満たすことが必要である。また、この場合において、参加資格を満たしていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、設計共同体としての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなった場合には、設計共同体としての資格を取り消すことがある。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和６年度太田川上流域環境影響評価検討業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の手続開始の公示に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年１月29日

中国地方整備局長　中﨑　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　業務概要

⑴　業務名　令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務

⑵　業務内容　当該業務の手続き開始の公示による

⑶　履行期限　令和９年２月26日

2　申請の時期

令和６年１月29日から令和６年２月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和６年２月８日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、設計共同体としての資格が認定されない場合は、技術提案書を提出できない。

受付時間は（受付期間中の各日とも）10時00分から17時00分までとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/

「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。提出場所は以下のとおりとする。

〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　中国地方整備局総務部契約課調査係

電話082―221―9231

電子メールアドレス　shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないものとする。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　当該業務の手続き開始の公示にて定める単体企業に係る参加資格（「以下、「参加資格」という。）を有すること。

②　その他、当該業務の手続き開始の公示に示された条件を満たしている者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員が参加資格の要件を満たすことが必要である。また、この場合において、参加資格を満たしていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、設計共同体としての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなった場合には、設計共同体としての資格を取り消すことがある。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和６年度太田川上流域猛禽類調査業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の手続開始の公示に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

国立研究開発法人水産研究・教育機構における、令和６年度物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）及び令和６年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、各省各庁における令和６年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房予算課における令和６年度建設工事等の競争契約の参加資格を有する者については、国立研究開発法人水産研究・教育機構の競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

令和６年１月29日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

理事長　中山　一郎

◎調達機関番号　807　◎所在地番号　14

1　資格の種類及び業種の区分

〔掲載順序　契約の種類：業種の区分〕

⑴　物品の製造：衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他